

法令の改正・通達等から

心理的負荷による「精神障害認定基準」が改正 カスタマーハラスメントを追加など

厚生労働省は、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正し、都道府県労働局長宛て通知しました。
 （令和5年9月1日付け）

精神障害や自殺については、平成23年策定の「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づき労災認定を行つてきましたが、「専門検討会」による、社会情勢の変化や請求件数の増加等に鑑みた検討結果に基づき改正したものです。

《改正のポイント》

1 「業務による心理的負荷評価表」に、精神障害の原因となる次の「具体的な出来事」を追加

- ①顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた、いわゆる「カスタマーハラスメント」を追加
- ②「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加

2 業務起因性が認められる範囲の見直し＝おおむね6ヶ月以内に「特別の出来事」がなくとも、精神障害が悪化した部分について業務起因性を認める。

3 医学意見収集の効率化＝専門医1名（従来3名）の意見で決定できるよう変更（詳細は厚労省HPに）

ラベル・SDS対象物質規定方法に関する、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が一部改正されました。

（令和5年8月30日公布、令和7年4月1日施行）

化学物質等の譲渡又は提供に当たっては、容器等への「ラベル表示」及び「SDS交付」が労働安全衛生法により義務付けられています。

本改正は、化学物質による危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を図ることを目的としています。

《改正のポイント》

1 国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があると区分された全ての化学物質を、労働安全衛生法のラベル・SDS対象物質とする考え方へ転換する。

2 これに伴い、これまでの施行令別表9に個々の物質名を列挙する規定方法から、施行令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の「外枠」を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正し、ラベル・SDS対象物質の追加等を行う。（詳細は厚労省HPに）